　　　柏市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成金交付要綱

# 制定　令和　元年１２月　１日

　　　　　　　　　　　　　　　　施行　令和　元年１２月　１日

　（目的等）

第１条　この要綱は，登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者として登録されている柏市内の介護サービス事業所（以下，「事業所」という。）に対し，喀痰吸引等研修受講料等の一部について，予算の範囲内で柏市が助成金を交付することにより，喀痰吸引等を行える介護職員の増加を促し，喀痰吸引等行為を必要とする利用者の受入体制を整えることを目的とする。

２　助成金の交付に関しては，千葉県介護人材確保対策事業費補助　金交付要綱（平成２８年６月１日制定）及び柏市補助金等交付規　則（昭和６０年柏市規則第２９号。以下「規則」という。）その　他法令等に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ各号に定めるところによる。

　(1) 喀痰吸引等　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年５月２６日法律第３０号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する行為をいう。

　(2) 喀痰吸引等研修　法附則第４条第２項に規定する喀痰吸引等研修のうち，社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和６２年厚生省令第４９号）附則第４条の表に規定する第一号研修及び第二号研修をいう。

　(3) 登録喀痰吸引等事業者　法第４８条の３に規定する登録を受けている者をいう。

(4) 登録特定行為事業者　法附則第２０条第１項に規定する登録を受けている者をいう。

　(5) 受講料等　喀痰吸引等研修の受講料，テキスト教材代及び保険料をいう。

　（対象者）

第３条　助成金の交付を受けることができる者は，次の各号に掲げる要件を備えている事業所とする。

　(1) 以下の要件を満たした従業員を雇用していること。

　　ア　申請日が，喀痰吸引等研修の終了日から起算して１年以内であること。

　イ　申請日において受講料等の支払いを完了していること。

　　ウ　研修修了日から申請日まで，申請日現在属する事業所に常

　　　勤，非常勤を問わず３か月以上継続して就労していること。

　　エ　他の公的な制度により，喀痰吸引等研修の受講料等に対する費用の助成等を受けていないこと。

　(2) 前号の従業員が受講した際の受講料等の２分の１以上の額を負担していること。

　(3) 市税に滞納がないこと。

　（対象経費）

第４条　助成金交付の対象経費は，前条第１号の従業員に係る都道府県の登録を受けた登録研修機関が行う喀痰吸引等研修の受講料等として要した費用とする。

　（助成金の額）

第５条　助成金の額は，第３条第１号の従業員１名につき対象経費の２分の１の額とする。この場合において，当該２分の１の額に１，０００円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。

２　助成金の限度額は，第３条第１号の従業員１名につき７０，０００円とし，１事業所につき1年度（４月１日から翌年３月３１日までの期間をいう。以下同じ。)当たり同号の従業員２名分を限度とする。なお，複数の事業所を有する法人にあっては，１年度当たり同号の従業員２名分を限度とする。

　（申請及び申請書添付書類）

第６条　助成金の交付を申請しようとする者は，規則第２条第１項の規定により，柏市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成金交付申請書兼実績報告書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して，市長に提出するものとする。

　(1) 市税に滞納がないことを証明する書類

　(2) 喀痰吸引等研修実施者が発行する申請に係る研修修了証書の写し

　(3) 喀痰吸引等研修実施者が発行する申請に係る対象経費が明らかとなる領収書

　(4) 登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者であるこ　　とを証明する書類

　(5) 事業所からの助成金額が確認できる書類

　(6) その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。

　（標準処理期間）

第７条　申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する　標準的な期間は，３０日とする。

　（交付の条件）

第８条　規則第４条第２項に規定する補助事業等の完了後において　も従う事項は，受講料等について他の公的な制度から助成等を受けないこととする。

　（交付の決定）

第９条　規則第３条第１項に規定する交付金の交付の可否については，予算の範囲内において決定し，規則第５条の規定により，交付をする旨の決定をしたときは柏市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第２号。以下「交付決定通知書」という。）により，交付をしない旨の決定をしたときは柏市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成金不交付決定通知書（様式第３号）により，申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条　規則第１２条に規定する実績報告は，申請書及び第７条　第１項に掲げる申請書添付書類の提出をもって代えることとする。

　（額の確定）

第１１条　規則第１３条に規定する補助金等の額の確定に係る通知は，交付決定通知書をもって代えることとする。

　（交付請求）

第１２条　助成金の交付の請求をしようとするものは，交付決定通知書を受けてから３０日以内に，柏市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成金交付請求書（様式第４号）に交付決定通知書の写しを添付して市長に提出するものとする。

　（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に　定める。

　　　附　則

　この要綱は，令和元年１２月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は，令和３年６月１日から施行する。